

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証） 2

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43638 |

復元補償問題研究会（南方同胞投護会）

秘
無期限

条約局長 アメリカ局長
参事官 参事官
条約課長 北米第一課長
法務課長 安全保障課長

沖縄土地問題について
(後元補償問題研究会)

45.4.23
米北一(有地)

沖縄返還に伴う土地問題のうち、最も
問題とすべきものの一つは、軍用地後元

補償問題であるが、この問題に関し
4月22日 南方同胞援護会において研

究会を開催した。その際、関係者
が述べた事実関係、意見等下記のとおり

の参考を。
研究会主席者は次頁のとおり。

資料
11月
12月
13月
14月
15月
16月
17月
18月
19月
20月
21月
22月
23月
24月
25月
26月
27月
28月
29月
30月
31月
32月
33月
34月
35月
36月
37月
38月
39月
40月
41月
42月
43月
44月
45月
46月
47月
48月
49月
50月
51月
52月
53月
54月
55月
56月
57月
58月
59月
60月
61月
62月
63月
64月
65月
66月
67月
68月
69月
70月
71月
72月
73月
74月
75月
76月
77月
78月
79月
80月
81月
82月
83月
84月
85月
86月
87月
88月
89月
90月
91月
92月
93月
94月
95月
96月
97月
98月
99月
100月

なお、今日の研究会においては、司会
者より「全くのフリー・ディスカッションとし

て、おこなう」と
[Redacted]
[Redacted]「はい」と述べた。

なお、[Redacted]本記録の内容には、一部
例外を除いて、決定のみの発言、意見は

を発言の[Redacted]に記述する。算数、所
論を総合的に記述するにしよう。

従って本記録は、おおく部外には
送らず、内題は「沖縄の土地問題」
と記す。
(部内)

この取扱いについては、

(4月22日 沖縄軍用復元神像問題研究会)

出席者

南米同胞復元会 大浜 会長 (主催)

" 吉田 専務理事 (司会)

" 和田 総務課長

林 修之 管内司法局長官

入江 啓太郎 成蹊大学 教授

英喜屋 弁蔵士 (元 琉球大学 法務局長)

金城 " (未)

金城 " (未)

比嘉 地生連合会 会長

石川 地生連合会 専務局長

吉本 琉球大学 法学部 教授

加藤 物産局 専務局長

有使 米地一

(注) 当初出席予定に石川 琉球大学 教授が
同大学行事のため出席できなかった。

目 次

1. 本問題の前提となる事項

(1) 3つの時英

(a) 1950年7月1日

(b) 1952年4月28日

(c) 1961年6月30日

(2) 各時期の復元神像の取扱

2. 講和前後の事実関係

3. 復元神像の問題英

(1) 契約時英の問題

(2) 復元神像請求権発生の時英の問題

(3) 講和前後中の復元神像の回復の問題

(4) 平和条約第19条(a)の問題

4. 関係者の意見及び結論

1. 本問題の前提といたる事項

(1) 377時英

(a) 1950年7月1日

1952年11月1日付布令第91号「契約地」は軍用地占據の根拠として、1950年7月1日に遡って賃借権の取付を認め、同日以降占有に在る土地所有者に對する補償金支払を考慮する旨規定している。従って沖縄に於いては、1950年6月30日現在の米軍に對する土地占有の法的根拠は在り(陸軍法第44条)例として米軍に對する(米軍に對する)1950

年7月1日から賃借されたと見做される。

(b) 1952年4月28日 平和条約発効の日

(c) 1961年6月30日

米軍に對する沖縄住民に對する講和条補償は、前記の平和条約発効の時英以前のものに對して考慮すべきものがある。本件に關する米統合同委員会、合会は1961年5月10日及び同年12月29日米に對して申立て(第19回)、講和前補償中の後戻補償 [redacted] として1961年6月30日米に對して解決された軍用地に對して [redacted] して補償が行われた。

(2) 右時期別 後戻補償の取扱い

(1) 1950年7月1日以降に形質変更されたものについては、当初条約1.(1)の1に

述べた布令91号「契約法」により、その後1959年2月12日付布令20号「債権法

の取得について」に基づいて（後者1959年1月26日施行され、前者は同日廃止され

た）、債権借契約に基づいて土地に取られ、解放に際しては後戻補償

の措置が採られ、現在に至っている。

注. 布令20号 1. a. 沿革

合衆国は、琉球政府行政主席に対し、書面を以て少なくとも60日前に予告し、かつその予告を地務登記所及び市町村経理所に提出するに

より、何時でもこの債権を終了し権利を有する。……

権利終了予告書には、権利終了の日から少なくとも30日前に書面をもつて地主から琉球政府または後戻要求の通知があれば、合衆国は債権借土地の償還にあつて何をすべきかあるかを決定し、又その損害が生じた場合にはその償還に代つて支払すべき補償額を決定するもの、琉球政府及び地主、その承継者又は権利承継人と権衡すべきことを明示するものとす。

(1) 1950年6月30日以前に形質変更されたものについては、

(a) 1961年6月30日以前に譲渡されたものについては、前記1.(1) (ii) 及び後述2. に

記載のとおり、譲渡前補償の計算として措置される。

(b) 前記(a)以外その他、即ち1961年7月10日以

降解放されたものを、講和前
補償の対象とする(同補償並定期

に、未だ解放されていないもの、一方
前記の如く布令20号等の対象に

を有するもの(形質変更の時期に、
償還借の契約が存在しないものを含む)

本中心の措置をとり、
現在沖縄の問題とされているが、

正に、未だ軍用地に付了償還補償
問題がある。

(注)最近、沖縄市町村軍用地地主連
合会の集計によると、前記(1)(2)の合計
1,330件(地主数1,194人)、145,266坪
あり、その補償要金額は947,290ト
に上る。(内訳別表参照)

(注2) 今後基地の整理に伴い、解放されるべき
軍用地のうち、1950年6月30日以前に形

質変更されたものは、同様の取扱いとする
こととする。前記(注1)の数字は

今後増大するものと見られる。沖縄
側の説明によると、前記の如く

(1)(2)の合計は、約15~20%位
あり、(1)(2)は、80~85%と大部分を

占めるものがある。



(1) 復元補償の実態は、主に金銭支給
による補償措置である。蓋し賃借地の

返還以降は、原状に回復し返還する
ことになり、原状回復が不可能な場合は

金銭に著しく不利益な場合復元補償
の趣意に起因し、当該内容解決

は、原状回復せざるもの損失賠償
として税務上の処理されるものがある。

従って補償額は、当該土地が原状の
状態にあると仮定した場合の価額を

超えることはあり得ず、その範囲内と決
められる。なお新築費等は、上記当該土

地の評価額が増大している場合には、請
求額は認められぬこととなっている。

2. 講和前後補償の事実関係

(1) 平和条約発効前の沖繩住民の損失補
償については、米側は当初平和条約が19

年11月1日の発効後として拒否した
態度をとっていたが、1961年4月6日米

の対馬等条約が、在沖米軍の法的
責任を否定



1977年、沖縄の施政教育と沖縄住民の福祉に對する関係に在りて好意

的に検討し得る案を、その補償費額(当初約4300万ドル)に關して米琉

合同の講和前補償請求委員会に於て検討を行はせられた。その結果、

請求総額 21,874,524ドルを同委員会が最終決定とし、1962年10月16日 東京

条約官は同金額の請求書の署名を了し、これをワシントンに送付した。

在沖米軍司令部、その後米國議會に於て審議を重ねた結果、1965年10月27日

合同決議 (Joint Resolution, PL 89-296) が採択され、講和前補償の在り

に 2,200万ドルの支出限度加算に對する旨決議せられた。その結果大統領

は翌1966年2月21日 1966会計年度の追加予算に於て在沖補償の在りは 2,104

万ドルの支出承認を議會に要請し、在沖在米米軍の対外援助法案は 同年10月7日

上下両院在會議で可決され、10月15日 大統領の署名を得て成立した。

(2) 前記講和前補償に合計21項目に在り、そのうち復元補償 (Restoration

of lands) の在りは 2,518,718ドルに對して計上せられてゐる。

在沖米軍司令部、1965年7月28日 米國下院 委員会、在沖米軍司令部 外交

小委員会の公報の後に述べた通り
補償請求委員会の報告書に於いては

とありとなつてゐる。

| | |
|-------------------------|--|
| (1) 西原飛行場・地蔵 | 755,623 ^坪 |
| (2) 1952年4月28日以前に解散した地蔵 | 3,180,218.75 ^坪 |
| (3) 1952年4月28日以後に解散した地蔵 | 698,296.76 ^坪 (1961年6月30日迄) |
| | 971,365.65 ^坪 |
| | 1,064,998.95 ^坪 |
| 合計 | 2,518,718.71 ^坪 |

(前記1.及び2.に述べた前提事項及び事實
を以て、研究会の出席の者等が質問に答
へた。研究会の出席の者等が答へたところを、取り
纏めてある。)

その後当分の記録を以て
調査の要を合致

3. 復元補償の問題

復元補償問題をめぐる事實関係は、
前記1.及び2.のとおりであるが、この問題

を端的に表現すると、1950年6月30日以前
に形質変更された軍用地は、1961年7月

1日以前に解散されたものから復元補
償を受けるものという衡平の観点に立

つた問題である。

この点については現地沖繩には、ある程度

機会を促して半例に討つた際、努力を
加へ、半例の回答は常に肯定的であり、
総和

本島本州に含められた問題の半
例の是非は是非に一貫してないといふ

が、現地沖繩住民の意向の如何に

ある。

以下、復元補償内題につき、沖縄

住民の立場、米側の立場等を含めて、
関係者の内題等を分類、列挙

したところがある。

(1) 契約時々の内題

米側は 1950年6月30日以前から使用
している(又は使用していた)軍用地につき、

前記(1)の内題をとり、布告第91号
「管領地」に基づき、1950年7月1日

に契約が成立したとの推測をとっており、
従って 1950年6月30日以前に所有された

形態変更については、之を軍用地回復の
契約上の義務は無いと主張している。

1. 米側の 講和条約補償にかいては、
前記 1. (1) の末段に記載のとおり、1961

年6月30日以前に講和条約軍用地につき、
1950年6月30日以前に所有した形態変更の

対して復元補償を認める措置にしている。
この点につき、米側は次の如き見解を述

べているのである。

(1) 1950年6月30日以前に所有した形態
変更については、沖縄住民の請求権は無い

と主張する。1950年(1)の米側見解
を参照する。(この内題については(4)参照)

(2) 講和条約補償は「恩恵」として与えられた
ものである。沖縄住民の請求権を認める

結果にはならない。

(2) 繰上補償請求及発生時差の問題

解決回復請求及び(1)当該物件に付する形質変更の発生時差の発生につき、

と(1)当該物件貸借契約の終了時差発生につきかという問題があること、(沖沈国)

(前者)提起しその望むに付する事例の回答は必ずしも明確な理由がある。

(主席の答へり、一般に(1)と(2)との説明あり)

前者の事例を前者は茶記の発生時差の発生に発生していることにはないこと

あるいは(1)と(2)との発生時差は、これは済和茶舗が1952.4.28.に第1に発生した済和

取上基礎に(1)の発生した事実を考慮して

との推定とされている。

(3) 済和茶舗債中の繰上補償の均衡の問題

変更

1950年6月30日以前に形質変更を行使する旨、1961年6月30日以前に行使する旨

との繰上補償を争う。1961年7月1日以前に行使する旨が同等の補償を争う旨

と(1)の事実、沖沈国所為の発生が3つあり、発生は不均衡である。

即ち、

(1) 契約時差の問題については両者に差はない。

(2) 繰上補償請求及発生時差の問題、

(a) 形質変更の際済和茶舗が発生していること

了れは、この美のついでに向きの差異は
ない。

(4) 解放の際請求権放棄の
場合、本例が一律に画し 1961年6月

30日に14年法の指針は、前者
が講和発効(1952.4.28)以後解放

の条件を含んでは、前者と後者
の間に決定的な差異はない。

(1) 然しついでに向きの差異は、
後解放の時の差異は、解放

の時は、沖縄住民の意思と関係は
本例が一律に画してある。

(4) 平和条約第19条の
内容

前記(1)の通り、本例は本件

に、平和条約第19条の
内容を援用し、本

例に責任をとり、態度を
とつた。

本件自体は、法中問題
の均衡

の観点から、政治的
判断の問題であり、
日本両国に、双方の
地位を、性質

の問題であり、今後
沖縄は、経済的
の過程は、沖縄
現地経済者

平和条約第19条の
内容をとり、

(1) 日本政府、
経済の本質を、

(2) 日本政府と
本政府は、同様に、
本例が、同年、
基本責任を、
負った。

日本政府は、
本件に、
補償を、
考慮し、
し、要求は、
30年、
終了。

(注) この問題につき 林法相局長は 31.7.9.
 衆議院 外務委員会に於いて、「平和条約
 19年11月日本及び日本国民から 沖縄が
 返却されることは 当然のこと」と言明した。
 長からいつか返す。米国外務省の責任は 何と
 なるかという点に於ける。米国の 沖縄
 返却の福祉を十分の向上を 考慮する事はない。
 沖縄返却が 補償を 与へ得ないことによる
 困難を 救済する 責任があることは 当然」と
 答へた。 当日の 評議会に於いては
 林法相
 の 答へを 提起して 同様の 趣旨を 述べ
 た。

この点に 現地電報局より 「平和条約 19
 年の 返却に 関する 外務省と 米政府との 交渉

に 見解の相違がある点に 関しては
 と 言明した。 次、2つの 箇所を 提起した。

(1) 昭和31年7月12日の 衆議院 外務、内閣
 法務連合審査会に於いて 以下の 下田委員
 局長の 「沖縄の 返却に 関係する 改正
 の 趣旨」。 11月11日の 換算の 19
 年の 返却に 関係する 趣旨を 述べた。
 との 答へは、 外務省 内部にて 19年 沖
 縄に 返却される ことについては 異議が
 あることは 示された。

(2) 1957年 米の 長官 主計局長が 琉球
 政府 行政主席の 懇談会に於いて 返却に 関係
 する 趣旨を 述べた。 19年 返却の 「日本
 国 返却」に 関係する 趣旨を 述べた。

旨の足跡を系し右と伝之らるる中
大蔵省の公式足跡と考証上の事。

茶記筆の事については、林^氏は^前記の如き
より、「下田有長等并、19年が中絶の途

向に在りとの趣旨に在り、宛紙の如き
の半信の蓋(化...)等と云ふ事、19年と云ふ

解決の事も在りとは在りといふ事、
本質的に何れ(林氏)の筆跡と同一趣

旨と云ふ事の説明が在り。

次に茶記筆の事については、吉田南
有の宛紙後合等請紙より、「自筆の旨的

南有建信書請紙の旨(茶一増長)在り
直接担当の旨に在り(記憶に在り)主計

局長足跡に、旨の半信の旨の旨の19年

に、旨の旨を在りしに在り、宛紙の旨
例に在り反較しに在り旨の旨の旨

"旨の旨の旨の旨の旨"と云ふ事、
旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨

旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨

(後記の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
茶記足跡に、昭和32年8月23日付大蔵

省の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨)

4. 旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨

茶記の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨

旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨
旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨の旨

(1) 本件は波瀾の起るに解凍のする
性質のものに在り。

(2) 本件は満洲茶補償の均衡の観点
から、今後沖繩送還の向に満洲

茶補償の際の取扱と同様の措置を
とる事、更に米例に委ねらるる。

但し、満洲茶補償は各領の際に
送還する旨の命令を米領向に取交す

に依りて、満洲茶補償の送還と米例
との間は困難あり、新たな措置を

案に呈すといふに在り。

(3) 米例がどうも必要に委ねる場合
日米両領向の交渉事項と在り、

何れに依りて在りか、その際、例に依

沖繩送還の際に望み取らるる米例
産の代償を更に等送還協定文

案に依りて何れかの措置を考へる事
の必要ありといふに在り。

1961年7月1日以降解放地の復元未補償調査集計表

(沖縄市町村軍用地地主会連合会)

| 市町村名 | リスト№ | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|------------|------------|------------|-------|------------|
| 伊江村 | ENG 257 | 73 | 86 | 4,609 | 21,379.38 | あり | 1965.4.15 |
| | DT 273 | 1 | 1 | 55 | 255.75 | なし | 1965.4.15 |
| | (小計) | 74 | 87 | 4,664 | 21,635.13 | | |
| 美里村 | DT 451 | 253 | 293 | 19,973 | 66,270.74 | なし | 1963.12.31 |
| | ENG 183 | 16 | 16 | 5,723.90 | 27,645.72 | " | 1965.2.15 |
| | DT 448 | 42 | 46 | 5,520 | 43,570.40 | あり | 1965.8.15 |
| | ENG 263 | 66 | 73 | 13,618 | 62,496.76 | " | 1965.8.15 |
| | ENG 722 | 298 | 304 | 45,312 | 351,684.27 | " | 1965.8.15 |
| | ENG 231 | 15 | 15 | 570 | 2,355.19 | なし | 1966.4.15 |
| | DT 254 | 1 | 1 | 20 | 28.60 | " | 1966.4.15 |
| | ENG 183 | 121 | 137 | 13,739 | 218,243.05 | あり | 1966.6.30 |
| | DT 222 | 2 | 2 | 93 | 1,537.29 | " | 1966.6.30 |
| (小計) | 814 | 887 | 104,568.90 | 773,832.02 | | | |
| 勝連村 | ENG 779 | 12 | 13 | 401 | 1,619.02 | あり | 1967.6.30 |
| | DT 464 | 1 | 1 | 46 | 196.88 | なし | 1967.6.30 |
| | (小計) | 13 | 14 | 447 | 1,815.90 | | |

| 市町村名 | リスト名 | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|----|-------|-----------|-------|------------|
| 具志川市 | ENG 208 | 7 | 7 | 1,858 | 12,712.49 | なし | 1964.6.30 |
| | ENG 207 | 4 | 4 | 549 | 2,190.51 | あり | 1965.8.31 |
| | (小計) | 11 | 11 | 2,407 | 14,903 | | |
| コザ市 | DT 451 | 3 | 4 | 412 | 2,155.96 | なし | 1963.12.31 |
| | (小計) | 3 | 4 | 412 | 2,155.96 | | |
| 読谷村 | ENG 250 | 26 | 26 | 3,549 | 29,507.24 | あり | 1965.4.15 |
| | DT 269 | 2 | 2 | 355 | 1,006.97 | " | 1965.4.15 |
| | (小計) | 28 | 28 | 3,904 | 30,514.21 | | |
| 北谷村 | ENG 325 | 12 | 12 | 1,288 | 3,602.85 | あり | 1964.6.30 |
| | ENG 175 | 6 | 6 | 612 | 2,493.55 | " | 1964.7.15 |
| | DT 214 | 1 | 1 | 48 | 136.80 | " | 1964.7.15 |
| | (小計) | 19 | 19 | 1,948 | 6,233.20 | | |
| 北中城村 | ENG 335 | 10 | 12 | 244 | 1,049.59 | なし | 1963.6.30 |
| | ENG 381 | 2 | 2 | 10 | 36.15 | " | 1963.6.30 |
| | ENG 823 | 8 | 8 | 236 | 988.42 | " | 1964.8.30 |
| | DT 478 | 5 | 5 | 246 | 1,002.72 | " | 1964.8.30 |

| 市町村名 | リストNo | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|-----|--------|-----------|-------|-----------|
| 北中城村 | ENG 381 | 4 | 5 | 196 | 1,361.67 | なし | 1965.3.31 |
| | ENG 454 | 6 | 7 | 283 | 1,381.30 | " | 1965.6.30 |
| | DT 390 | 1 | 1 | 76 | 325.28 | " | 1966.6.30 |
| | ENG 818 | 4 | 5 | 312 | 383.68 | " | 1966.2.28 |
| | DT 477 | 1 | 1 | 18 | 77.04 | " | 1966.2.28 |
| | DT 461 | 5 | 5 | 86 | 49.02 | " | 1966.2.28 |
| | ENG 768 | 8 | 12 | 1,947 | 2,879.13 | " | 1966.2.28 |
| | (小計) | 54 | 63 | 3,654 | 9,454 | | |
| 宜野湾市 | ENG 422 | 8 | 9 | 2,274 | 12,739.06 | なし | 1961.9.10 |
| | ENG 269 | 33 | 55 | 6,086 | 16,612.32 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 699 | 4 | 4 | 387 | 5,073.57 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 163 | 40 | 48 | 7,108 | 24,230.69 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 761 | 9 | 14 | 850 | 4,277.96 | " | 1965.5.31 |
| | ENG 720 | 5 | 11 | 1,008 | 4,906.56 | " | 1965.8.31 |
| | DT 447 | 3 | 3 | 978 | 5,237.16 | " | 1965.8.31 |
| | (小計) | 102 | 144 | 18,691 | 73,077.32 | | |

| 市町村名 | リスト № | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-------|-------|------------|------------|-------|-----------|
| 玉城村 | ENG 372 | 51 | 55 | 991 | 4,900.61 | あり | 1965.7.31 |
| | ENG 293 | 7 | 7 | 1,820 | 9,705.62 | " | 1966.6.30 |
| | ENG 315 | 1 | 1 | 43 | 184.04 | " | 1966.6.30 |
| | (小計) | 59 | 63 | 2,854 | 14,790.27 | | |
| 佐敷村 | ENG 322 | 17 | 10 | 2,629 | 1,035.20 | あり | 1962.8.31 |
| | (小計) | 17 | 10 | 2,629 | 1,035.20 | | |
| 合計 | | 1,194 | 1,330 | 145,766.90 | 947,290.25 | | |

中 華 郵 政 殿

1. 別紙の格好等を改正。変更は(本紙)
特に 1. (2) の「各時期別後之補償の取扱」

(赤紙△印に於て)の項を専ら改め、

(イ) 順所を愛記、契約上の後之補償と改められ

るは其の先達等と共に、その格好を布
告 20号に於て具体的に言及し、

(ロ) その他以外のものについては、海軍省神保と在
るは、然るにその(即ち内題表)を分類、説明

の上、そのほか該表の条記の回数等、その
二つを以て結ぶべき。云々

4) 後之補償の要否に於て送附を追加せしむ。

2. 次は 在研委員会記録の資料としての配布
の事については、同研委員会 74-752カに於て

その下、その二の了結(赤紙○印の頁に
送附を追加)をありしやうに、郵外への配

布は其の格好に於て考へべき。

秘
無期限

沖縄土地問題について
(復元補償問題研究会)

昭和45年5月4日

アメリカ局北米第一課

沖縄返還に伴う土地問題のうち、最も問題となるべきものの一つは、軍用地復元補償問題であるが、この問題に関し4月22日南方同胞援護会において研究会が開催されたので、その際関係者が述べた事実関係、意見等下記のとおり御参考まで(研究会出席者は次頁のとおり。)

なお、当日の研究会においては、司会者より「全くのフリー・ディスカッションとし、かつ、オフ・レコとしたい」と述べた経緯もあり、本記録の内容には、一部例外を除いて、特定個人の発言、意見を発言どおり記述することは避け、筆者の印象を総合的に記述するようにした。

従つて、本記録はなるべく部外にはクォートせず、問題点把握のための部内資料として取り扱うことといたしたい。

(4月22日沖縄軍用地復元補償問題研究会)

出席者

南方同胞援護会 大浜会長 (主催)
" 吉田専務理事 (司会)
" 和田総務課長
林 修三 前内閣法制局長官
入江啓四郎 成蹊大学教授
真喜屋弁護士 (元琉球政府法務局長)
金城弁護士(夫)
金城弁護士(妻)
比嘉 地主連合会会長
砂川 地主連合会事務局長
吉本 琉球政府東京事務所次長
加藤 特連局参事官
有地 アメリカ局北米第一課事務官

(注)当初出席を予定していた砂川琉球大学教授は同大学紛争のため出席できなくなつた由。

| 目 次 | 頁 |
|---------------------------------|----|
| 1. 本問題の前提となる事項 ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 1 |
| (1) 3つの時点 | |
| (イ) 1950年7月1日 | |
| (ロ) 1952年4月28日 | |
| (ハ) 1961年6月30日 | |
| (2) 各時期別復元補償の取扱い | |
| 2. 講和前補償の事実関係 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 6 |
| 3. 復元補償の問題点 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 9 |
| (1) 契約時点の問題 | |
| (2) 復元補償請求権発生時点の問題 | |
| (3) 講和前補償中の復元補償との均衡の問題 | |
| (4) 平和条約第19条(a)の問題 | |
| 4. 関係者の意見及び結論 ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 17 |

1. 本問題の前提となる事項

(1) 3つの時点

(イ) 1950年7月1日

1952年11月1日付布令第91号「契約権」は軍用地占拠の根拠として、1950年7月1日に遡って賃貸借があつたものと擬制し、同日以降占有してきた土地所有者に対する補償金支払いを考慮する旨規定している。従つて沖縄においては、1950年6月30日までの米軍による土地占有の法的根拠はなく（陸戦の法規慣例に関する条約に求めることとなるべし）、1950年7月1日から賃借されたものとみなされている。

(ロ) 1952年4月28日 平和条約発効の日

(ハ) 1961年6月30日

米国による沖縄住民に対する講和前補償は、前記(ロ)の平和条約発効の時点以前のものにつき考慮することとなつてゐるが、本件に関する米琉合同委員会の会合は1961

年5月10日より同年12月29日まで
わたつて開催され(その間の会合19回)、
講和前補償中の復元補償については、19
61年6月30日まで解放された軍用地
を対象として補償が行なわれた。

(2) 各時期別復元補償の取扱い

- (イ) 1950年7月1日以降に形質変更され
たものについては、当初前記1.(1)(イ)に述べ
た布令9/号「契約権」により、その後は
1959年2月12日付布令20号「賃借
権の取得について」に基づいて(後者は
1959年1月26日施行され、前者は同
日廃止された。)、賃貸借契約に基づく土
地として取り扱われ、解放に際しては復元
補償の措置が認められ、現在に至っている。

(注) 布令20号1.の抜萃

合衆国は、琉球政府行政主席に対し、書
面をもつて少なくとも60日前に予告し、
かつ、この予告書を所轄登記所及び市町村

役所にも提出することにより、何時でもこ
の賃借権を終了する権利を有する。。。。

権利終了予告書には、権利終了の日から
少なくとも30日前に書面をもつて地主か
ら琉球政府あてに復元要求の通知があれば、
合衆国は賃借土地の復元にあつてなを
すべきであるかを決定し、又は損害が生じ
た場合にその復元に代えて支払うべき補償
額を決定するために、琉球政府及び地主、
その代行者又は権利承継人と折衝すべきこ
とを明示するものとする。

(ロ) 1950年6月30日以前に形質変更さ
れたもののうち、

(a) 1961年6月30日以前に解放されたも
のについては、前記1.(1)(イ)及び後述2.に
記載のとおり、講和前補償の対象として
措置された。

(b) 前記(a)以外のもの、すなわち、1961年
7月1日以降解放されたものについては、

講和前補償の対象とならず(同補償算定期には未だ解放されていなかったため)、一方前記(イ)のごとく布令20号等の対象にもならないので(形質変更の時点において賃貸借の契約が存在していなかったため)、これまでなんらの措置もとられていない。現在沖縄で問題とされているのは、正にかかる軍用地に対する復元補償問題である。

(注1)最近の沖縄市町村軍用地地主会連合会の集計によれば、前記(イ)(b)は合計1,330件(地主数1,194人)、145,766坪であり、その補償要求額は947,290ドルに上っている(内訳別表参照)。

(注2)今後基地の整理により解放されるべき軍用地についても、1950年6月30日以前に形質変更されたものは同様の取扱いを受けることとなるので、前記(注1)の数字は今後も増大するものと予想される。沖縄側の説明によれば、前記(イ)及び(イ)(a)の合計

はせいぜい15~20%位であり、(イ)(b)は80~85%と大部分を占めている由である。

(イ) 復元補償の実態は、すべて金銭支払による補償措置である。けだし賃借地の返還に際しては、原状に回復して返還すべきところ、原状回復が不可能であるか、あるいは著しく不都合な場合復元補償問題が起るのであり、当該問題解決は、原状回復せざるための損害賠償という観点から処理されるものである。

従つて補償額は、当該土地が原状のままであつたと仮定した場合の評価額を超えることはありえず、その範囲内で決められる。また形質変更によつて当該土地の評価額が増大している場合には、請求権は認められないこととされている。

2. 講和前補償の事実関係

(1) 平和条約発効前の沖縄住民の損失補償について、米側は当初平和条約第19条によりその責任なしとして強く拒否する態度をとってきたが、1961年4月6日キャラウェイ高等弁務官は、本件に関する法的責任は否定しつつも、沖縄の施政権者として沖縄住民の福祉に対する関心から、本問題を好意的に検討する旨発表し、その補償要請額（当初約4300万ドル）については、米琉合同の講和前補償請求委員会において検討を行なうこととした。その結果、請求総額2,187,452,400ドルで同委員会の最終決定をみ、1962年10月16日高等弁務官は同金額の請求書に署名を了して、これをワシントンに送付した。

本件に関しては、その後米国議会において審議を重ねた結果、1965年10月27日合同決議（Joint Resolution PL89-296）が採択され、講和前補償のために2,200万ドルの支出権限が与えられる旨決議された。その結

果大統領は翌1966年2月21日1966会計年度の追加予算に含め本件補償のために2104万ドルの支出承認を議会に要請し、本件を含めた対外援助法案は同年10月7日上下両院本会議で可決され、10月15日大統領の署名をえて成立した。

(2) 前記講和前補償は合計21項目にわたり、そのうち復元補償（Restoration of Lands）のためには25,187,187ドルが計上されている。

なお、その内訳としては、1965年7月28日米国下院外交委員会極東・太平洋小委員会の公聴会に提出された講和前補償請求委員会の報告書によれば次のとおりとなっている。

| | |
|------------------------------------|----------------------------|
| (イ) 西原飛行場区域 | 7,556,230ドル |
| (ロ) 1952年4月28日より前に解放された地区 | 3,180,218.75坪 698,296.76 |
| (ハ) 1952年4月28日以後1961年6月30日に解放された地区 | 9,713,656.65坪 1,064,798.95 |
| 合計 | 25,187,187.1ドル |

(前記1.及び2.に述べた前提事項及び事実関係は、研究会に出席の学者等の質問に答えつつ、沖縄関係者が答えたところを、その後当方にて記録を取調べた点も含めてとりまとめたものである。)

3. 復元補償の問題点

復元補償問題をめぐる事実関係は、前記1.及び2.のとおりであるが、この問題を端的に表現すると、1950年6月30日以前に形質変更された軍用地で1961年7月1日以降に解放されたもののみが復元補償を受けていないという衡平の観点に立つた問題である。

この点について現地沖縄では、あらゆる機会を促えて米側に対する陳情に努めたが、従来の米側の回答は常に否定的であり、また本件に含まれる諸問題に関する米側の見解は必ずしも一貫していないというのが、現地沖縄住民の受けた印象のようである。

以下、復元補償問題につき、沖縄住民の立場、米側の見解等を含めつつ関係者の述べた問題点を分類、列挙すれば次のとおりである。

(1) 契約時点の問題

米側は1950年6月30日以前から使用している(または使用していた)軍用地については、前記1.(1)(イ)に述べたとおり布令第91

号「契約権」に基づき、すべて1950年7月1日に契約が成立したとの擬制をとっており、従つて1950年6月30日以前に行なわれた形質変更については、これを原状に回復する契約上の義務はないと主張している。

しかるに講和前補償においては、前記1.(1)の末段に記載のとおり、1961年6月30日までに解放された軍用地につき、1950年6月30日以前に行なつた形質変更に対する復元補償を認めて措置している。この点につき米側は次のごとき見解を述べている由である。

- (イ) 1950年6月30日以前に行なわれた形質変更に対する沖縄住民の請求権については、平和条約第19条(a)で米国は免責されている(この問題については後述(4)参照)。
- (ロ) 講和前補償は「恩恵」として与えられたものであり、沖縄住民の請求権を認めた結果ではない。

(2) 復元補償請求権発生の時点の問題

原状回復請求権は、(イ)当該物件に対する形質変更の時点で発生するものか、それとも(ロ)当該物件貸借契約終結の際発生するものかという問題があるところ、沖縄関係者の提起したこの質問に対する米側の回答は必ずしも明確でない由である。

(出席の学者より、一般には(ロ)とされているとの説明あり。)

なお、かつて米側当局者は、前記(イ)の時点で請求権が発生しているのではないかとあいまいにいつたことがあるが、これは講和前補償が1952年4月28日以前に発生した請求権を基礎として行なわれた事実を考慮したものと推定されている。

(3) 講和前補償中の復元補償との均衡の問題

1950年6月30日以前に形質変更された軍用地のうち、1961年6月30日以前に解放されたものが復元補償を受け、1961年7月1日以降解放されたものが同様の補償

を受けていないという事実は、沖縄関係者が主張するとおり確かに不均衡である。すなわち

(1) 契約時点の問題について両者に差異はない。

(2) 復元補償請求権発生の時点について、

(a) 形質変更の際請求権が発生しているとするれば、この点についても両者に差異はない。

(b) 解放の際請求権が発生するとした場合、米側が一線を画した1961年6月30日には特に法的根拠はなく、前者が講和発効(1952年4月28日)以後解放の分まで含んでいることから、前者と後者の間に決定的な差異はない。

(3) 煎じつめると、両者の差異は単に軍用地解放の時点の差異しかなく、解放の時点は沖縄住民の意思と関係なく米側が一方的に決めたものである。

(4) 平和条約第19条(a)の問題

前記(1)(1)に述べたとおり、米側は本件に関

する沖縄住民の要求に対し、結論的には平和条約第19条(a)を援用し、米側に責任なしとの態度をとっている。

本件自体は法律問題ではなく、均衡の観点に立つ政治的判断の問題であるが、日米両国にまたがり、双方にはね返り易い性質の問題であるだけに、今後沖縄返還実現までの過程において、沖縄現地関係者が平和条約第19条の問題を取り上げ、

(1) 日本政府の見解を求めるとともに、

(2) 日本政府も米政府と同様に米側が同条に基づき責任なしとの見解であるならば、日本政府が本件に対する補償を考慮すべしと要求してくることも十分予想される。

(注)この問題につき林法制局長官は31年7月9日衆議院外務委員会において、「平和条約第19条にいう日本及び日本国民から沖縄が抜けるということはちよつといえないと考えるが、だからといって直ちに米国政府の責任がなくなるということにはならない。米国に

は沖縄住民の福祉を十分に向上させる責任があるから、沖縄住民が補償をとりえないことによる困窮を救うべき責任があるのではないか」と答弁しているところ、当日の研究会においても林氏は、この答弁を想起しつつ同様の趣旨を説明していた。

これに対し現地関係者より「平和条約第19条の解釈についてかつて外務省と大蔵省の間に見解の相違があつたように聞いているが」と前置きして、次の2つの質問を提起した。

(イ) 昭和31年7月12日の衆議院外務、内閣、法務連合審査会における当時の下田条約局長の「沖縄の請求権は返還時にあらためて考えたい。いずれにせよ機械的に19条(a)項だけで処理するのはいけないと思う」との答弁は、外務省部内でも19条が沖縄に適用されるかどうかについて異論があつたことを示すものではないか。

(ロ) 1957年当時大蔵省主計局長が琉球政府行政主席の照会に対して、南方連絡事務

局を通じて平和条約第19条a項の「日本国領域」には沖縄が含まれていないと解する旨の見解を示したと伝えられるが、これは大蔵省の公式見解と考えてよいのか。

前記質問の(イ)については、林前法制局長官より、「下田局長答弁は、19条が沖縄に適用されないとの趣旨ではなく、施政権者としての米国の責任ということもあるので、19条だけで解決できるものではないという意味であり、本質的に自分(林長官)の答弁と同じ趣旨である」との説明があつた。

次いで前記質問の(ロ)について、吉田南方同胞援護会専務理事より、「自分は当時南方連絡事務局にいて(第一課長)、本件を直接担当したのでよく記憶しているが、主計局長見解は、当時米側が平和条約19条による免責を主張したのに対し、琉球政府側でこれを反駁したいとの要望があつたので、「このような考え方もありうる」として示されたものであり、大蔵省の公式見解ということではなか

つたと記憶する」旨説明した。

(後刻当方で当時のファイル調べたところ、前記見解は、昭和32年8月23日付大蔵省主計局長宛総理府南方連絡事務局長あて公信の形で示されている。)

4. 関係者の意見及び結論

前記3.のとおり復元補償の問題点につき話合つた結果、林、入江両氏が個人的意見として述べた結論は、次のとおり要約される。

(1) 本件は法律問題として解決できる性質のものではない。

(2) 本件は講和前補償との均衡の観点から、今後沖縄返還までの間に、講和前補償の際の取扱いと同様の措置をとるよう、さらに米側に要求すべきである。

ただし、講和前補償は、受領の際これで終りとする旨の念書を米琉間に取り交わしているもので、講和前補償の追加として要求することは困難であり、新たな措置を考えてもらうということになる。

(3) 米側がどうしても要求に応じない場合、日米両政府間の交渉事項としてお願いするということになるが、その際は、たとえば沖縄返還に際し買い取るべき米国資産の代金から差引く等、返還協定交渉においてなんらかの措置を考えて貰うよう働きかけてはいかかかと考える。

1961年7月1日以降解放地の復元未補償調査集計表

(沖縄市町村軍用地地主会連合会)

| 市町村名 | リスト№ | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|-----|------------|------------|-------|------------|
| 伊江村 | ENG 257 | 73 | 86 | 4,609 | 21,379.38 | あり | 1965.4.15 |
| | DT 273 | 1 | 1 | 55 | 255.75 | なし | 1965.4.15 |
| | (小計) | 74 | 87 | 4,664 | 21,635.13 | | |
| 美里村 | DT 451 | 253 | 293 | 19,973 | 66,270.74 | なし | 1963.12.31 |
| | ENG 183 | 16 | 16 | 5,723.90 | 27,645.72 | " | 1965.2.15 |
| | DT 448 | 42 | 46 | 5,520 | 43,570.40 | あり | 1965.8.15 |
| | ENG 263 | 66 | 73 | 13,618 | 62,496.76 | " | 1965.8.15 |
| | ENG 722 | 298 | 304 | 45,312 | 351,684.27 | " | 1965.8.15 |
| | ENG 231 | 15 | 15 | 570 | 2,355.19 | なし | 1966.4.15 |
| | DT 254 | 1 | 1 | 20 | 28.60 | " | 1966.4.15 |
| | ENG 183 | 121 | 137 | 13,739 | 218,243.05 | あり | 1966.6.30 |
| | DT 222 | 2 | 2 | 93 | 1,537.29 | " | 1966.6.30 |
| | (小計) | 814 | 887 | 104,568.90 | 773,832.02 | | |
| 勝連村 | ENG 779 | 12 | 13 | 401 | 1,619.02 | あり | 1967.6.30 |
| | DT 464 | 1 | 1 | 46 | 196.88 | なし | 1967.6.30 |
| | (小計) | 13 | 14 | 447 | 1,815.90 | | |

| 市町村名 | リスト № | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|----|-------|-----------|-------|------------|
| 具志川市 | ENG 208 | 7 | 7 | 1,858 | 12,712.49 | なし | 1964.6.30 |
| | ENG 207 | 4 | 4 | 549 | 2,190.51 | あり | 1965.8.31 |
| | (小計) | 11 | 11 | 2,407 | 14,903 | | |
| コザ市 | DT 451 | 3 | 4 | 412 | 2,155.96 | なし | 1963.12.31 |
| | (小計) | 3 | 4 | 412 | 2,155.96 | | |
| 読谷村 | ENG 250 | 26 | 26 | 3,549 | 29,507.24 | あり | 1965.4.15 |
| | DT 269 | 2 | 2 | 355 | 1,006.97 | ・ | 1965.4.15 |
| | (小計) | 28 | 28 | 3,904 | 30,514.21 | | |
| 北谷村 | ENG 325 | 12 | 12 | 1,288 | 3,602.85 | あり | 1964.6.30 |
| | ENG 175 | 6 | 6 | 612 | 2,493.55 | ・ | 1964.7.15 |
| | DT 214 | 1 | 1 | 48 | 136.80 | ・ | 1964.7.15 |
| | (小計) | 19 | 19 | 1,948 | 6,233.20 | | |
| 北中城村 | ENG 335 | 10 | 12 | 244 | 1,049.59 | なし | 1963.6.30 |
| | ENG 381 | 2 | 2 | 10 | 36.15 | ・ | 1963.6.30 |
| | ENG 823 | 8 | 8 | 236 | 988.42 | ・ | 1964.8.30 |
| | DT 478 | 5 | 5 | 246 | 1,002.72 | ・ | 1964.8.30 |

| 市町村名 | リスト № | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補正要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|-----|--------|-----------|-------|-----------|
| 北中城村 | ENG 381 | 4 | 5 | 196 | 1,361.67 | なし | 1965.3.31 |
| | ENG 454 | 6 | 7 | 283 | 1,381.30 | " | 1965.6.30 |
| | DT 390 | 1 | 1 | 76 | 325.28 | " | 1966.6.30 |
| | ENG 818 | 4 | 5 | 312 | 383.68 | " | 1966.2.28 |
| | DT 477 | 1 | 1 | 18 | 77.04 | " | 1966.2.28 |
| | DT 461 | 5 | 5 | 86 | 49.02 | " | 1966.2.28 |
| | ENG 768 | 8 | 12 | 1,947 | 2,879.13 | " | 1966.2.28 |
| | (小計) | 54 | 63 | 3,654 | 9,454 | | |
| 宜野湾市 | ENG 422 | 8 | 9 | 2,274 | 12,739.06 | なし | 1961.9.10 |
| | ENG 269 | 33 | 55 | 6,086 | 16,612.32 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 699 | 4 | 4 | 387 | 5,073.57 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 163 | 40 | 48 | 7,108 | 24,230.69 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 761 | 9 | 14 | 850 | 4,277.96 | " | 1965.5.31 |
| | ENG 720 | 5 | 11 | 1,008 | 4,906.56 | " | 1965.8.31 |
| | DT 447 | 3 | 3 | 978 | 5,237.16 | " | 1965.8.31 |
| | (小計) | 102 | 144 | 18,691 | 73,077.32 | | |

| 市町村名 | リスト名 | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-------|-------|------------|------------|-------|-----------|
| 玉城村 | ENG 372 | 51 | 55 | 991 | 4,900.61 | あり | 1965.7.31 |
| | ENG 293 | 7 | 7 | 1,820 | 9,705.62 | " | 1966.6.30 |
| | ENG 315 | 1 | 1 | 43 | 184.04 | " | 1966.6.30 |
| | (小計) | 59 | 63 | 2,854 | 14,790.27 | | |
| 佐敷村 | ENG 322 | 17 | 10 | 2,629 | 1,035.20 | あり | 1962.8.31 |
| | (小計) | 17 | 10 | 2,629 | 1,035.20 | | |
| 合 | 計 | 1,194 | 1,330 | 145,766.90 | 947,290.25 | | |

秘密表示(朱印)
秘
無期限

| | | | |
|------|--------|-----|----|
| 部数指示 | 発信用 | 執務用 | 備考 |
| 主信 | 2 | 1 | |
| 件名 | 附属検査渡り | | |
| 属 | | | |

発送日 昭和45年5月16日
処理日
発信-12時タイプ 校 5/16

文書課長 野村 半公信案 (分類)

| | | | |
|--------------------------------------|---------------------|-----------------|---------------------------|
| 公信番号 | 北米/合 第 <u>7</u> 半公信 | 公信日付 | 昭和 昭和45年5月15日 |
| 大 臣 | 主管 | 起案 | 昭和45年5月15日 |
| 政務次官 | アメリカ局長 <u>7</u> | 起案者 | <u>野村</u> 電話番号 <u>446</u> |
| 事務次官 | 参事官 <u>7</u> | | |
| 外務審議官 | 北米第一課長 <u>7</u> | | |
| 外務審議官 | | | |
| 官房長 | | | |
| 協議先 | | | |
| 受信者 北米第一課長 野村 賀陽 参事官 在米 本内 書記官 | | 発信者 千葉北米第一課長 | |
| 写送付先 | | (希望発送日) | |
| 件名 沖縄土地問題に関する資料送付について | | | |

GA-2 外務省 15 295 回覧番号

日下印刷 千葉の中心にある千葉

*

昭和45年5月15日 (米北/合)

アメリカ局
千葉北米第一課長

(件名)
沖縄土地問題に関する資料送付について

引用公・電信
日付・番号

沖縄返送(中)土地問題の資料。最も
由題と関係の深いもの一つを軍用紙に
写し、資料に添付し、別添
2部送付します。

何れも本資料は、各々書類に付
* 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省

2
いさるとあり、南方同地後援会主催
の研究會に於けるカ・ロコの説明、討
論を基礎として取り纏められたる
方針から、部外への本資料引用は差
し控之 [] 内容美の把握のため
部内各所並に取、扱、らるべき
と、決定した。

本信送付先 沖縄復帰準備委 榎陽参事官
在米 木内書記官

ソカ
ヒ

方大
海阪

大政事外務省

務務 典厚

臣官官審審長

備録人冠厚

備録大会當録

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管が [] 地については検閲所に
連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 29035

70年6月12日17時20分

沖縄

70年6月13日13時14分

本省

主管

米北

外務大臣殿

高瀬

臨時代理大使 総領事 代理

軍用地復元補償(研究発表)

第126号 平

1. 12日付おきなわタイムスは10日地主連合会の復元補償対策研究委員会はその研究成果として、米軍がこれまで補償拒否の理由として主張してきた「平和条約19条(A)」はおきなわについては全く適用されないとの法的見解を発表し、直ちに土地裁判所に提訴するとともに、高等弁務官に対して復元補償の実現方訴えることを明らかにした旨報じているところ、12日午前、同連合会オカワ事務局長は往訪のオカワ(オカワ同席)に対し、要旨次の通り述べた趣。(発表文空送)

(1)土地裁判所への提訴はもち論考えているが、(イ)未だ訴しよう代理人の選挙も行なわれておらず、また(ロ)相手方を契約当事者であるりゅうきゅう政府とすべしとの意見もあるので、現段階では提訴の準備ができていない。提訴の一つの目的は土地裁判所における米側との争いを公知せしめ、問題点を広く世間にアピールすることにある。同時に、今回の研究の見解をりゅうきゅう政府

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を通じ弁務官に示して補償を実現するよう要請するとともに、準備委員会の場を通じても当方の立場を主張することを考えている。

(2) 従来米側に対して復元補償の請求は行なわれてきたが、今後土地連合会が「平和条約/9条(A)項」はおきなわには適用されないとの見解をはいけいとした違った観点より補償請求を行なっていくという点においては新たなケースといえよう。

(3) 米側は形質変更時をもって復元補償請求権の有無を区別しているのに対し、当方は返かん時に請求権が成立するとの見解をとっているため、講和発効後に返かんされた土地に対する復元補償請求権が平和条約/9条(A)項によつて放棄されることはあり得ないとの立場をとっている

2. なお、本件に関しりゆうきゆう政府法務局アラガキ土地課長はスズキの照会に対し、要旨次の通り述べた趣。

(1) 研究成果については地主連合会から非公式に説明を受けている。

(2) 復元補償問題は、準備委員会を通じて要求するのがりゆう政の方針であり、既に手続を進めている。

(3) 今回の研究成果をもって新たに弁務官及び準備委員会に要望するか否かは、地主連合会の正式要求をまつて今後検討する必要がある。(了)

外務省

アメリカ局長

秘密標記(赤色)

参事官

北米一課長

第 43 号

昭和 45 年 6 月 13 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名) 復元補償対策研究委員会発表
に関する資料送付

引用公・電信 6月12日付
日付・番号 往電カ126号

標記資料各1部下記のとおり別添送付申

上げます。

記

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付送:

GA-3-1

1377 在外公館

要処理

首席 参事官
渉外 調査
業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力子ダ
局庶務

45.6.19

別添以外は既に取付済み。(タリ)

1. 「軍用地復元補償の問題点」;(1970年

3月) 復元補償対策研究委員会

2. 「研究会日程表」

3. 「1961年7月1日以降解放地の復元補

償調査集計表」

4. 「現在復元補償請求中のもの(1969年6

月30日以降解放)」

一九七〇年三月

軍用地復元補償の課題

復元補償対策研究委員会

目次

一 問題の所在

A、軍用地使用の経緯……………1

B、復元補償問題とアメリカ側の態度……………6

二 アメリカの復元補償義務

A、平和条約一九条(2)項と沖繩の請求権……………9

B、復元補償請求権の性質と平和条約

一九条(2)項……………12

問題の所在

A、軍用地使用の経緯

(1) 沖縄の軍用地の大部分は、何らの接收手續をも経ず、直接戦行為によつて取得された。沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地域（捕虜收容所）に隔離し、沖縄全域をその占有下において基地として必要な地域を確保したうえで、不要な土地を住民に返還（解放）したのである。「はじめに軍用地ありき」であつた。ところが、徐々に行われた軍用地の解放も、朝鮮戦争の前後から、一転して土地接收へとかわつた。米国の沖縄長期保有政策に基づく通久的基地建設がはじめられたからである。このことは、一九五一年に約三、七七〇万坪であつた軍用地（私有地）が五三年には、約五、一九三万坪と二年間に約一、四二三万坪（約三七％）もふえていることに端的に示されている。

(2) 講和条約発効（一九五二年四月二八日）前の米軍の土地収用、使用の法的根拠は、占領軍に認められた国際法上の權利以外に考えられない。具

体的には「陸戦ノ法規慣例ニ關スル条約」（ヘーグ条約又はヘーグ陸戦法規）とポツダム宣言である。

ヘーグ条約によれば、占領軍といえども、被占領地の家や個人の權利、生命、私有財産、宗教等は尊重しなければならず、「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得」ない（四六条）。占領軍の休養、実力維持等のために一定の徵發、課税を行う場合でも、対価の支払は義務づけられている（五二条）。

ところが、米軍は占領後、私有財産権を一切無視して無償で軍用地の囲い込みによる収用を行ない、日本がポツダム宣言を受諾して降伏し、戦行為が終了して休戦状態に入つてから後も、従来の使用状態を変更しなかつたばかりか土地収取をも行なつた。これは明らかに国際法違反行為である。

講和発効前に生じた米軍の行為による損害については、米政府は平和条約一九条(4)項（請求権の放棄）を根拠として、法的責任を否定し続けてきたが、一九六四年見舞金という形で約二、二〇〇万ドルが支払われるこ

とになり、一応実質的に解決をみた。

(3) 講和発効後の米軍の土地使用については、米軍が平和条約三条により施政権を有するようになり、また使用形態等の実質に何ら変化がなくとも、従前の占領そのものはまったくその根拠とはなりえず、新しい法的根拠が必要とされるようになった。そこで米軍は、その根拠をつくりだすために、施政権に基づき次から次へと布告、布令等を公布した。

(4) まず最初にだされたのが布令九一号「契約法」(五二、一一、一)である。これは、地主と琉球政府が貸借契約を結び、琉球政府が米軍政府に転貸することとして、地主の合意(契約)を根拠としようとしたものである。しかし、米軍の執拗な威嚇的契約締結の要求にもかかわらず、この契約に応じた地主はほとんどなく、米軍の意図は失敗に帰した。(4) ついで布令一〇九号「土地収用令」(五三、四、三)が公布された。これは、新植樹制接収の根拠法令であり、米軍が収用を告知すると、原則として三〇日の経過とともに収用宣告が発せられて米軍が権利を取得する

が、必要とあれば収用告知後、収用宣告を待たずに直ちに明渡命令を発することもできるという内容のものである。

(5) 布令九一号によつて地主との契約を根拠とすることに失敗した結果、米軍は新規接収法として布令一〇九号を公布するとともに、すでに使用中の土地について、これを継続して使用するための根拠として、布告二六号「軍用地域内における不動産の使用に対する権限」(五三、一一、五)を發布した。これは、一九五〇年七月一日または土地収用の翌日から「黙契」(implied lease)により、米軍が該地帯を取得したとするものである。

(6) かくて講和発効後の米軍の土地使用、使用の法的根拠が整えられた。

しかし、これらは、形勢並配も美点(病害)的にも、暴力による一方的押しつけ以外の他端でも本いはいはかりか、地代をきかちめて借債であるため、地主を中心とする農民の不満はうつつ隠し、軍用施設使用関係はまったく不安定であった。そこで米軍は、地代の一括払(一七年在いし二〇年分)によりその安定化と安上りを狙つた方針をうちたしたが、これがかえつて地主のみならず農民全体の反感をかき、軍用地隣接は、いわゆる四原則(一括払

反対、適正使用料、適正賠償、新規接收反対）貫徹の島ぐるみ運動へと発展していった。この運動の過程で住民代表の派米、プライス調査団の来島とプライス勧告の発表、住民代表の再派米などが行われ、結局一九五八年八月から三ヶ月にわたって、沖縄においてもたれた「琉米合同土地問題現地折衝正式会議」においてつぎのような合意に達し、軍用地問題は一応「解決」をみた。

①米島の取得する権利は五年貸借債と不定期貸借債とする。

②この貸借債は、琉球政府が地主と折衝して取得し、これを米島に販売する。

③従来米島が保有してきた熟借債は二種類の貸借債のいずれかに切り替える。

④米島が必要とする土地につき琉球政府が契約できない場合は、米島が強制的に取得できる。

⑤賃料は市町村別に、地目等級毎に、原則として田三等級の生産高を基準として算出し、賃料の再評価は五年毎に行う。

⑥復元補償については貸借債終了時に米島、琉球政府、地主間で公正かつ適正な方法により解決する。

⑦借賃安定法のため琉球政府は適当な立法を制定する。

⑧賃料の長期前払借賃者には、一〇年を限度として一定の条件の下に実施する。

⑨軍用地に関する問題を調査検討し、高等弁務官に勧告する委員会を設置する。

⑩妥結した新土地政策は、一九五八年七月一日から実施する。

B、後元補償問題とアメリカ側の態度

沖縄の軍用地の大部分は、占領後まもなく収用され、講和発効以前において、飛行場、港湾、兵舎、倉庫、道路等の恒久的な基地建設のために肥沃の田畑が、コンクリートやアスファルト、石粉等によつて敷きつめられたり、砂土が採取されて地形が見るかげもなく変更されたりして今日に至っている。

このような講和発効前に変形が加えられた土地を返還するにあつては、これを当初の状態に復元するか、もしくは、そのための補償を支払えというのが地主の主張した要求である。しかし、これに対する米軍側の態度は一律でない。

これを米軍の態度に応じて分類すると次のとおりである。

(1) 一九五〇年七月一日以後に形変変更されたもの。

これについては、一九五七年二月二三日付布令一六四号及び一九五九年二月一二日付布令二〇号によつて、米軍の復元補償義務が定められ、解放時期の如何にかゝりなくすべて復元補償の支払いがなされている。

(2) 一九五〇年六月三日以前に形変変更されたもの

(1) 一九六一年六月三日以前に解放されたもの

これについては、米軍の法的補償義務の存否をめぐつて論議があり、米軍側は一貫してこれを否認しつづけたが、一九六五年十月二八日の公法第八九―二九六、支払制限法により、いわゆる講和補償の一環として支払いがなされ、事実上一応解決した。

(1) 一九六一年七月一日以後に解放のもの

これについては、米軍は法的責任を否認している。その根拠は必ずしも明でないが、米軍のこれまでの立場からすれば、おそらく次の二点が考えられるであろう。

① 復元補償請求は、形変変更がなされた時点で発生するから、この場合の請求は、いわゆる講和補償の請求である。

もつとも、米軍は布告二六号をもつて、一九五〇年七月一日以降「黙契」によつて借地権を取得し、その後借料を支払う義務が生じたから、右期一日以後に加えられた形変変更については、平和条約一九条(1)項但書により、同条(1)項の請求は放棄事項から除外され、米軍が復元補償義務を負うけれども、それ以前の形変変更については、かゝる除外規定が及ばないから、平和条約一九条(1)項より米軍の法的責任は存在しない。

② 復元補償請求は解放時、つまり講和発効以後に発生し、平和条約一九条(1)項から外されるとしても、その内容は、いわゆる「黙契」成立時たる一九五〇年七月一日当時の状態に復元することにとどまり、現実に形変変更がなされた当時の状態への復元を意味するものではない。その結果、

實質上、復元補償の問題は生じえない。

以下、右の(2)(4)に限定してわれわれの法の見解を述べることとする。

ニアメリカの復元補償義務

A、平和条約一九条(2)項と沖縄の請求権。

右の(2)(4)の復元補償の請求権が、講和前の請求権だとすると、これが平和条約一九条(2)項によつて放棄されたかどうか問題になるが、米國は講和前補償問題に關し、一貫して沖縄住民の請求権は平和条約一九条(2)項により放棄されたとの見解をとり、外務省も同一解釈であり學說にもこの見解にたつものがあつた。その根拠とするところは、平和条約一九条(2)項が日本國民と規定している以上、沖縄住民も日本の國籍を有するのであるから、当然沖縄住民の請求権も放棄されているという極めて形式的なものである。しかし、より實質的に考察するならば、平和条約一九条(2)項により沖縄住民の請求権も放棄されているとの見解には、數々の疑問がある。

第一に、日本は、一九四五年以後、ニミッツ布告及び行政分區編纂により、沖縄住民に対する統治権を完全に停止されていり、平和条約締結当時、

沖縄住民の請求権については全くあつた。かゝる地位にある日本臣に沖縄住民の請求権を放棄する根拠はない。

第二に、平和条約締結当時、沖縄住民は、日本からは全く切り離され、米國の直接占領下にあつて、平和条約締結についての意思表示をする道を形式的にも實質的にも全く奪われていたのであるから、日本臣の請求権放棄は沖縄住民には及びえないものである。

けれど、近代民主主義國の基本原則として、政府は國民の信任をうけて存立し、その範圍においてのみ國家行為を行なうにすぎないからである。

第三に、平和条約において請求権の処置に關する取極めがなされるのは、戦争、占領状態を終結させるにあたり、それまで続いた状態から発生した相互の請求権を清算しようというにある。しかるに、沖縄では平和条約締結後も依然として米國の統治下にあつて、實質的には占領状態が続いているのであるから、平和条約締結の際には、米國と日本臣との間で沖縄住民の請求権について清算する必要も又、前提もなかつたといふべきである。

第四に、米印は、第一次、第二次大戦を避けて、その占領下で生じた損害に対する補償は被占領地域の政府に支払わせる政策をとり、平和条約の中で取崩し及びその国民の請求権放棄を規定し、さらに取崩し国民の請求権については取崩し国民が補償する旨の義務規定を入れることを慣例としてきた。対日平和条約で取崩し国民の請求権に対する補償義務規定が入れられなかつたのは、一つには沖繩が日本から行政権を分離されていて、日本が論理的に、これら請求権の支払いをする義務がなかつたことによる。そうだとすれば、沖繩に対して請求権の支払いをする責任をもつ政府は、占領期間中を通じ、さらには現在に至るまで施政権を有し、直接統治してきた米印政府であるとしなければ不合理である。

第五に、奄美返還協定に、講和部の請求権をも放棄する旨の規定があらためて存在することは、平和条約一九条(a)項が奄美住民の米印に対する請求権を放棄していなかつたことを物語するものであり、したがって、当時の奄美住民と同一の法的地位にある沖繩住民の米印に対する請求権も放棄されずに存続しているとみなされなければならない。

B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(a)項。

(1)他人の土地を占有、使用している者は、これに形質変更を加えた場合には、それが原因に基づいたものであると認めらるうと、原則として、返還に際し、原状に復するか、それに要する費用を補償する義務を負う。占有、使用が原因に基づかないものである(不法占有)、直ちに明滅義務とともに、この復元補償義務が発生する。この場合の復元補償は、損害賠償の性質を有し、明滅義務と一体をなす。

占有、使用が原因に基づく場合は、原因のあるかぎり占有、使用は継続され、その間になされた形質変更に対する復元補償請求権は、占有、使用が終了する際に発生する。形質変更をすることが、占有、使用補償の範囲内あれば、占有、使用の発生の中に復元補償も包含されていると解される場合もなくはないであろうが、占有、使用の範囲をこえた形質変更でも、それを理由として直ちに原因を消滅せしめることができないという要素が加わるだけであつて、いずれにしても復元補償請求権は、占有、使用の終了(目的物の返還)を経なければ得ない。

このような後元補償請求権の性質からみれば、沖縄の軍用地の場合、たとひ講和発効前に形質変更が加えられたものであつても、講和発効前に返還（解放）された部分に対するものはとにかくとして、講和発効後に返還された土地に対する後元補償請求権が、平和条約一九条(a)項によつて放棄されるということはありえないはずである。したがつて、かりに同条項によつて沖縄（住民）の一般の請求権が放棄されたと仮するとしても、少なくとも講和発効後返還された土地に対する後元補償請求権は、これによつて放棄される余地がなく、米国の義務は消滅してはいないといわなければならない。

軍用地の収用、使用の振換を定める現行法の布令二〇号「賃借権の取得について」は、後元補償義務を規定している。(一a)。従来、他の布告布令により収用、使用していた土地に対する権原は、この布令により引継がれた(六)。講和発効前からの米軍の収用、使用の継続については、布告二六号が「緊要」論により、つぎのように台法化している。

すなわち、米軍は、講和発効前は占領軍としてヘーグ陸軍法規に基づい

て土地を収用、占有した。講和発効後は、平和条約三条により米軍に与えられた土地収用権に基づいて、さらに必多とする土地を収用、占有した。これらは、引続き無期限に占有、使用する必要があるが、公共の目的のために無償で私有地を継続使用することは、米国家憲法に反し、琉球住民にとつても耐え難いことであるから、これらの土地について、一九五〇年七月一日またはその後の収用の翌日から「緊要」により米軍は賃借権を取得したことから、米国の租税を免除するとともに、賃料支払義務を認め、というのである。

つまり、米国の土地収用賠償法令にみられる論理をつなぎ合わせると、

米軍は、講和発効の後を問わず、一貫して台法的に、すなわち権原をもつて土地の収用、使用をなしてきたということになる。ところで、土地の収用、使用が当初から一貫して台法的を有して今日の布令二〇号に引継がれてきたとするならば、海布令によつて講和後返還されてゐる後元補償請求権も、収用、使用が開始された時点まで返るとみなされれば論理的に一貫性がない。

自己の利益となる取用、使用の台法的のみが現実になされた時点まで、

通り、その不利益となる後元補償義務については、その選定する適当な時期で区切るということはあまりにも恣意的である。米國は、譲和発効前に収用した土地を譲和後もそつくりそのまま繼續して占有、使用してきたのであつて、その間に土地の占有、使用についての法律關係が清算されたこととはまつたくな。単に法的根拠を自己の都合のいいように説明したり、つくりだしたり、押しつけたりしてはたゞけであつて、米軍の土地に対する占有、使用は一貫してその手中にあつた。

その間、地主が後元補償を請求する余地は、法的にも、現実的にもまつたく存在しなかつた。したがつて、後元補償請求権の性質と米軍の土地収用、使用の経過からみて、平和条約一九零(四)項によつて、米國の後元補償義務が消滅したとするのは、まつたく不台理である。

(2)、米國は、布令一〇五号、布告二六号等により、一方的に土地使用に對する対価の支払義務発生時限を一九五〇年七月一日と定めると同時に、この日を「黙契」による貸借借契成立の時期と決め、さらに後元補償

義務の基準時としてもこの日をもちだしてきている。つまり、この日に契約が成立したのだから、それ以後貸料支払義務が発生すると同時に、後元補償の場合の原状というものもこの日が基準となるという論理である。

しかし、第一に、「黙契」論によつても、五〇年七月一日を契約成立の時期とする理由や必然性はまつたくな。

第二に、かりに右の日にはじめて貸借が成立したとするなら、それ以前に収用、占有の法的根拠との経過が不明である。右の日以前は、一般民法たるヘイグ陸版法が根據で、以後は、貸借が換地というのであるが、根拠が変更されなければならない特別な事情はなく、また、右の日が基準とされるべき理由もない。もし「黙契」論をもちだすとするなら、それは現実に収用がなされた時点まで遡及させるのでなければ筋が通らないであらう。

第三に、使用料支払義務の発生時と後元補償の基準時とは必ずしも一致するものではない。使用料は、使用の対価であるから、主観的客観的に対価として支払われるべきことが認められる時期（普通は使用開始時）が契

約時)にその義務が発生するが、後元縮は、使用中変形されたものを元の状態に復せしめるものであるから、契約時より現実に使用もしくは形質変更がなされた時態が早ければ、その時を基準としてなされるべきことは当然であろう。

第四に、使用料の請求権は、使用中つねに発生し存在するが、後元縮は、請求権は、使用が終了し、目的物が返還されるときにはじめて発生するのである。自己の所有物が他人によつて使用されている場合は、所有者はその間中、不利益をこうむっているのであるから、これを填補するものとして、使用に対応する対価(使用料、損害金等)の請求権が認められる。他人に形質変更を加えられた場合には、所有者のこうむる不利益は、その他人に目的物の使用を許容するかぎり、返還をうけた時点においてはじめて生ずるものであり、したがつて後元縮に請求権も返還時に発生するものである。

研究会日程表

| 年月日 | 回数 | 議 題 | 担当委員 |
|----------|-----|--------------------|--------|
| 69.4.18 | 第1回 | 研究会発足打合せ | |
| 69.5.7 | 2 | 各委員の研究テーマ設定 | |
| 69.5.4 | 3 | 補償問題解決の経過について | 久貝良順委員 |
| 69.6.17 | 4 | " " | " " |
| 69.7.16 | 5 | 賃貸借契約の関係について | 金城睦委員 |
| 69.7.24 | 6 | " " | " " |
| 69.8.21 | 7 | 準拠法とアメリカにおける判例について | 砂川恵一委員 |
| 69.8.30 | 8 | 政治的側面からの分析について | 北島幹郎委員 |
| 69.9.21 | 9 | 国際法との関係について | 金城清子委員 |
| 69.11.8 | 10 | 復元補償の性格について | 真藤英男委員 |
| 69.12.20 | 11 | 復元補償の算定基準について | 牧野傑嗣委員 |
| 70.2.12 | 12 | " " | " " |
| 70.3.5 | 13 | レポートの問題点の検討 | |
| 70.3.19 | 14 | " " | |
| 70.6.1 | 15 | 総括 | |

1961年7月1日以降解放地の復元未補償調査集計表

(沖繩市町村軍用地地主会連合会)

| 市町村名 | リスト名 | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|-----|------------|------------|-------|------------|
| 伊江村 | ENG 257 | 73 | 86 | 4,609 | 21,379.38 | あり | 1965.4.15 |
| | DT 273 | 1 | 1 | 55 | 255.75 | なし | 1965.4.15 |
| | (小計) | 74 | 87 | 4,664 | 21,635.13 | | |
| 美里村 | DT 451 | 253 | 293 | 19,973 | 66,270.74 | なし | 1963.12.31 |
| | ENG 183 | 16 | 16 | 5,723.90 | 27,645.72 | " | 1965.2.15 |
| | DT 448 | 42 | 46 | 5,520 | 43,570.40 | あり | 1965.8.15 |
| | ENG 263 | 66 | 73 | 13,618 | 62,496.76 | " | 1965.8.15 |
| | ENG 722 | 298 | 304 | 45,312 | 351,684.27 | " | 1965.8.15 |
| | ENG 231 | 15 | 15 | 570 | 2,355.19 | なし | 1966.4.15 |
| | DT 254 | 1 | 1 | 20 | 28.60 | " | 1966.4.15 |
| | ENG 183 | 121 | 137 | 13,739 | 218,243.05 | あり | 1966.6.30 |
| | DT 222 | 2 | 2 | 93 | 1,537.29 | " | 1966.6.30 |
| | (小計) | 814 | 887 | 104,568.90 | 773,832.02 | | |
| 勝連村 | ENG 779 | 12 | 13 | 401 | 1,619.02 | あり | 1967.6.30 |
| | DT 464 | 1 | 1 | 46 | 196.88 | なし | 1967.6.30 |
| | (小計) | 13 | 14 | 447 | 1,815.90 | | |

| 市町村名 | リスト名 | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|----|-------|-----------|-------|------------|
| 具志川市 | ENG 208 | 7 | 7 | 1,858 | 12,712.49 | なし | 1964.6.30 |
| | ENG 207 | 4 | 4 | 549 | 2,190.51 | あり | 1965.8.31 |
| | (小計) | 11 | 11 | 2,407 | 14,903 | | |
| コザ市 | DT 451 | 3 | 4 | 412 | 2,155.96 | なし | 1963.12.31 |
| | (小計) | 3 | 4 | 412 | 2,155.96 | | |
| 読谷村 | ENG 250 | 26 | 26 | 3,549 | 29,507.24 | あり | 1965.4.15 |
| | DT 269 | 2 | 2 | 355 | 1,006.97 | ・ | 1965.4.15 |
| | (小計) | 28 | 28 | 3,904 | 30,514.21 | | |
| 北谷村 | ENG 325 | 12 | 12 | 1,288 | 3,602.85 | あり | 1964.6.30 |
| | ENG 175 | 6 | 6 | 612 | 2,493.55 | ・ | 1964.7.15 |
| | DT 214 | 1 | 1 | 48 | 136.80 | ・ | 1964.7.15 |
| | (小計) | 19 | 19 | 1,948 | 6,233.20 | | |
| 北中城村 | ENG 335 | 10 | 12 | 244 | 1,049.59 | なし | 1963.6.30 |
| | ENG 381 | 2 | 2 | 10 | 36.15 | ・ | 1963.6.30 |
| | ENG 823 | 8 | 8 | 236 | 988.42 | ・ | 1964.8.30 |
| | DT 478 | 5 | 5 | 246 | 1,002.72 | ・ | 1964.8.30 |

| 市町村名 | リスト № | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-----|-----|--------|-----------|-------|-----------|
| 北中城村 | ENG 381 | 4 | 5 | 196 | 1,361.67 | なし | 1965.3.31 |
| | ENG 454 | 6 | 7 | 283 | 1,381.30 | " | 1965.6.30 |
| | DT 390 | 1 | 1 | 76 | 325.28 | " | 1966.6.30 |
| | ENG 818 | 4 | 5 | 312 | 383.68 | " | 1966.2.28 |
| | DT 477 | 1 | 1 | 18 | 77.04 | " | 1966.2.28 |
| | DT 461 | 5 | 5 | 86 | 49.02 | " | 1966.2.28 |
| | ENG 768 | 8 | 12 | 1,947 | 2,879.13 | " | 1966.2.28 |
| | (小計) | 54 | 63 | 3,654 | 9,454 | | |
| 直野湾市 | ENG 422 | 8 | 9 | 2,274 | 12,739.06 | なし | 1961.9.10 |
| | ENG 269 | 33 | 55 | 6,086 | 16,612.32 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 699 | 4 | 4 | 387 | 5,073.57 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 163 | 40 | 48 | 7,108 | 24,230.69 | " | 1964.8.15 |
| | ENG 761 | 9 | 14 | 850 | 4,277.96 | " | 1965.5.31 |
| | ENG 720 | 5 | 11 | 1,008 | 4,906.56 | " | 1965.8.31 |
| | DT 447 | 3 | 3 | 978 | 5,237.16 | " | 1965.8.31 |
| | (小計) | 102 | 144 | 18,691 | 73,077.32 | | |

| 市町村名 | リスト% | 地主数 | 筆数 | 坪数 | 補償要求額 | 請求の有無 | 解放年月日 |
|------|---------|-------|-------|------------|------------|-------|-----------|
| 玉城村 | ENG 372 | 51 | 55 | 991 | 4,900.61 | あり | 1965.7.31 |
| | ENG 293 | 7 | 7 | 1,820 | 9,705.62 | " | 1966.6.30 |
| | ENG 315 | 1 | 1 | 43 | 184.04 | " | 1966.6.30 |
| | (小計) | 59 | 63 | 2,854 | 14,790.27 | | |
| 佐敷村 | ENG 322 | 17 | 10 | 2,629 | 1,035.20 | あり | 1962.8.31 |
| | (小計) | 17 | 10 | 2,629 | 1,035.20 | | |
| 合計 | | 1,194 | 1,330 | 145,766.90 | 947,290.25 | | |

現在後元補償請求中のもの(1969年6月30日以降解放)

4

沖縄市町村軍用地地主会連合会

| 市町村名 | 解放年月日 | 地主数 | 筆数 | 坪 数 | 坪当補償請求額 | 補償請求額 |
|------|-----------|-------|-------|----------------|---------|--------------|
| 上本部村 | 1969.6.30 | 150 | 480 | 97,760 | 3.10 | 303,957.72 |
| 本部町 | " | 74 | 175 | 34,472 | 1.78 | 61,442.42 |
| 伊江村 | 1970.6.30 | 500 | 1,955 | 705,750 | 2.49 | 1,760,679. |
| 北谷村 | " | 10 | 10 | 1,990.00 | 4.30 | 8,568. |
| 読谷村 | 1970.7.10 | 270 | 731 | 197,569.03 | 5.12 | 1,012,124.85 |
| 美里村 | " | 120 | 401 | 98,378. | 2.74 | 269,957.32 |
| 糸満町 | 1970.7.30 | 20 | 35 | 10,240 | 4.37 | 44,817. |
| 計 | | 1,144 | 3,787 | 1,146,159.03 | 3.02 | 3,461,546.31 |

アメリカ局長 秘密標記(赤色)

参事官

北米第一課長

() 第 63 号

昭和 45 年 7 月 /

外務大臣 殿

準備委代表事務所
在 高 瀬 代



| |
|-------|
| 要処理 |
| 首席事務官 |
| 南 |
| 渉外調査 |
| 業 |
| 航空 |
| 力 |
| 調整 |
| 調査 |
| 力 |
| タ |
| 局 |
| 事務 |

(件名)
軍用地問題に関する資料送付

引用公・電信 6月30日付
日付・番号 往電第175号

標記資料3部別添送付申上げる。
法務省及び防衛施設庁に各1部配布願ひ

左リ。
付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付先:



GA-3-1

在外公館

①別添175ニ添付シテ送付スル
②本件地産連合会が郵送したるもの
③法務省に送付スルもの
④防衛施設庁に送付スルもの

一九七〇年六月

軍用地復元補償の問題点

沖縄市町村軍用地地主会連合会
復元補償対策研究委員会

目次

一、問題の所在

A、軍用地使用の経緯…………… 1

B、復元補償問題とアメリカ側の態度…………… 3

二、アメリカの復元補償義務

A、平和条約一九条(a)項と沖縄の請求権…………… 4

B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(a)項…………… 5

- 4. 講和条約発効後の米軍の土地収用、使用の法的根拠は、占領軍に認められた国際法上の権利以外に考えられない。具体的には「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(ヘーグ条約又はヘーグ陸戦法規)とポツダム宣言である。
- 5. 講和条約によれば、占領軍といえども、被占領地の家や個人の権利、生命、私有財産、宗教等は尊重しなければならず、「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ない(四六条)」。占領軍の休養、実力維持等のために一定の徵収、課税を行う場合でも、対価の支払は義務づけられている(五二条)。
- 6. ところが、米軍は占領後、私有財産権を一切無視して無償で軍用地の囲い込みによる収用を行ない、日本がポツダム宣言を受諾して降伏し、戦斗行為が終了して休戦状態に入ってから後も、従来の使用状態を変更しなかつたばかりか土地接収をも行なつた。これは明らかに国際法違反行為である。
- 7. 講和発効前に生じた米軍の行為による損害については、米政府は平和条約一九条(a)項(請求権の放棄)を根拠として、法的責任を否定し縮げてきたが、一九六四年見舞金という形で約二、三〇〇万ドルが支払われることになり、一応実質的に解決を見た。
- 8. (3)講和発効後の米軍の土地使用については、米国が平和条約三条により施政権を有するようになり、また使用形態等の実質に何ら変化がなぐとも、従前の占領そのものはまったくその根拠とはならず、新しい法的根拠が必要とされるようになった。そこで米軍は、その根拠をつくりだすために、施政権に基づき次から次へと布告、布令等を公布した。

二、問題の所在

一、問題の所在

A. 軍用地使用の経緯

(1) 沖縄の軍用地の大部分は、何らの接収手続を経ず、直接戦斗行為によって取得された。沖縄を占領した米軍は住民を一定の地域(捕虜収容所)に隔離し、沖縄全域をその占有下において基地として必要な地域を確保したうえで、不要な土地を住民に返還(解放)したのである。「はじめに軍用地ありき」であった。ところが、徐々に行われた軍用地の解放も、朝鮮戦争の前後から一転して土地接収へとかわつた。米国の沖縄長期保有政策に基づく恒久的基地建設がはじめられたからである。このことは、一九五一年に約三、七七〇万坪であった軍用地(私有地)が五三年には、約五、一九三万坪と二年間に約二、四二三万坪(約三七%)もふえていることに端的に示されている。

(2) 講和条約発効(一九五二年四月二八日)前の米軍の土地収用、使用の法的根拠は、占領軍に認められた国際法上の権利以外に考えられない。具体的には「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(ヘーグ条約又はヘーグ陸戦法規)とポツダム宣言である。

ヘーグ条約によれば、占領軍といえども、被占領地の家や個人の権利、生命、私有財産、宗教等は尊重しなければならず、「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ない(四六条)」。占領軍の休養、実力維持等のために一定の徵収、課税を行う場合でも、対価の支払は義務づけられている(五二条)。

ところが、米軍は占領後、私有財産権を一切無視して無償で軍用地の囲い込みによる収用を行ない、日本がポツダム宣言を受諾して降伏し、戦斗行為が終了して休戦状態に入ってから後も、従来の使用状態を変更しなかつたばかりか土地接収をも行なつた。これは明らかに国際法違反行為である。

講和発効前に生じた米軍の行為による損害については、米政府は平和条約一九条(a)項(請求権の放棄)を根拠として、法的責任を否定し縮げてきたが、一九六四年見舞金という形で約二、三〇〇万ドルが支払われることになり、一応実質的に解決を見た。

(3) 講和発効後の米軍の土地使用については、米国が平和条約三条により施政権を有するようになり、また使用形態等の実質に何ら変化がなぐとも、従前の占領そのものはまったくその根拠とはならず、新しい法的根拠が必要とされるようになった。そこで米軍は、その根拠をつくりだすために、施政権に基づき次から次へと布告、布令等を公布した。

(イ) 締結最初にされたのが布令九号「契約権」(五二、一一、一)である。これは、地主と琉球政府が賃借契約を結び、琉球政府が米國政府に転貸すること並びに地主の合意(契約)を根拠としようとしたものであるが、米軍の執拗な威嚇的契約締結の要求にもかかわらずこの契約に同意した地主はほとんどなく、米軍の意図は失敗に帰した。米軍は地主の土地を強制的に占有し、米國政府に転貸するまで、米軍の土地収用令(五三、四、三)が公布された。これは、新規強制接収の根拠法令であり、米軍が収用を告知すると、原則として三〇日の経過とともに収用宣言が発表され、米國が権利を取得するが、必要とあれば収用告知後、収用宣言を待たずに直ちに明渡命令を發する事もできるという内容のものである。(ウ) 布令九号は、地主との契約を根拠とするが、地主の失敗した結果、米軍は新規接収法として布令一〇九号を公布する。すなわち、すでに使用中の土地については、これを継続して使用するための根拠として布令二六号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(五三、一五、五)を發布した。これは、一九五〇年七月廿日または土地収用の翌日から「緊要」(Urgent lease)により、米國が借地権を取得したとするものである。(カ) かくて講和発効後の米軍の土地収用、使用の法的根拠が整えられた。しかし、これは、形質的にも実質的にも、権力による一方的押しつけ以外の何物でもないばかりか、地代もきわめて低額であるため、地主を中(ウ) 心とする県民の不满はうっ積し、軍用地使用関係はますます不安定であった。そこで米軍は、地代の一括払(一七、年ないし二〇年分)によりその安定化と安上りを狙った方針をうたったが、これがかえって地主のみならず、県民全体の反発をかい、軍用地問題は、いわゆる四原則(一括払反対、適正使用料、適正賠償、新規接収反対)貫徹の島ぐるみ運動へと発展していった。この運動の過程で住民代表の渡米、プライス調査団の米島とプライス勧告の發表、住民代表の再渡米などが行われ、結局一九五八年八月から三月月におだて、沖繩において、琉米合同土地問題現地折衝正式会議(以下「折衝会議」といふ)のような合意に達し、軍用地問題は「解決」をみた。折衝会議の結果、①米國の取得する権利は五年賃借権と不定期賃借権とする。②米國は、米國の土地を強制的に占有する。③この賃借権は、琉球政府が地主と折衝して取得し、これを米國に転貸する。④米國は、米國の土地を強制的に占有する。⑤従来國が保有してきた既得権は二種類の賃借権のいずれかに切り替える。⑥米國は、米國の土地を強制的に占有する。⑦米國が必要とする土地につき琉球政府が契約できない場合は、米國が強制収用により取得できる。⑧米國は、米國の土地を強制的に占有する。⑨賃料は市町村別に、地目等級毎に、原則として田三等級の生産高を基準として算出し、賃料の再評価は五年毎に行う。

⑥復元補償については賃借権終了時に米國、琉球政府、地主間で公正かつ適正な方法により解決する。
⑦借賃安定のため琉球政府は適当な立法を制定する。
⑧賃料の長期前払希望者には、一〇年を限度として一定の条件の下に実施する。
⑨軍用地に関する問題を調査検討し、高等弁務官に報告する委員会を設置する。
⑩妥結した新土地政策は、一九五八年七月一日から実施する。

B、復元補償問題とアメリカ側の態度

沖繩の軍用地の大部分は、占領後まもなく収用され、講和発効以前において、飛行場、港湾、兵舎、倉庫、道路等の恒久的な基地建設のために、肥沃の田畑が、コンクリートやアスファルト、石灰石等によって敷きつめられたり、砂土が採取されて地形が見るかげもなく変更されたりして今日に至っている。このような講和発効前に地形が加えられた土地を返還するにあたっては、これを当初の状態に復元するが最もよく、そのための補償を支払えというのが地主の二貫した要求である。しかし、これに対する米軍側の態度は一様でない。

これを米軍の態度に応じて分類すると次のとおりである。

(1) 一九五〇年七月一日以後に形質変更されたもの。これは、一九五〇年七月一日以前に形質変更されたもの。

(2) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

(3) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

(4) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

(5) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

(6) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

(7) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

(8) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

(9) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

(10) 一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。これは、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更されたもの。

である。米國は布告二六号をもって一九五〇年七月一日以降「黙契」によつて借地権を取得し、その使用料を支払う義務が生じたから、右期日以後に追加された形質変更については、平和条約一九条(a)項但書により、同条(a)項の請求権放棄条項から除外され、米國が復元補償義務を負うけれども、それ以前の形質変更については、かかる除外規定が及ばないから、平和条約一九条(a)項より米國の法的責任は存在しない。

②復元補償請求権は解放時つまり講和発効以後に発生し、平和条約一九条(a)項から外されるとしても、その内容は、いわゆる「黙契」成立時たる一九五〇年七月一日当時の状態に復元することと、つまり「現実」に形質変更がなされた当時の状態への復元を意味するものではない。その結果、実質上、復元補償の問題は生じえない。以下、右(2)に限定してわれわれの法的見解を述べることとする。

二、アメリカの復元補償義務

A、平和条約一九条(c)項と沖繩の請求権

右の(2)の復元補償の請求権が、講和前の請求権だとすると、これが平和条約一九条(a)項によって放棄されたかどうかが問題になるが、米國は講和前補償問題に関し、一貫して沖繩住民の請求権は平和条約一九条(a)項より放棄されたとの見解をとり、外務省も同一見解であり学説にもこの見解にたつものがある。その根拠とするところは、平和条約一九条(a)項が日本国民と規定している以上、沖繩住民も日本の国籍を有するのであるから、当然沖繩住民の請求権も放棄されているという極めて形式的なものである。しかし、より実質的に考察するならば、平和条約一九条(a)項により沖繩住民の請求権も放棄されないのである。したがって、沖繩住民に対する統治権を完全に停止させて、平和条約締結当時、沖繩住民の請求権については全くあらず知らぬ立場にあった。かかる地位にある日本國に沖繩住民の請求権を放棄する権限はない。

第二に、平和条約締結当時、沖繩住民は、日本からは全く切り離され、米國の直接占領下において、平和条約締結についての意思表示する道を形式的にも実質的にも全く奪われていたのであるから、日本國の請求権放棄は沖繩住民には及ばないものである。

けだし、近代民主主義國の基本原則として、政府は國民の信任をうけて存立し、その範圍においてのみ國家行為を行ないうるにすぎないからである。

第三に、平和条約において請求権の処理に関する取極めがなされるのは、戦争、占領状態を終結させるにあたり、それまで続いた状態から発生した相互の請求権を清算しようというにある。しかるに、沖繩では平和条約締結後も依然として米國の施政権下において、実質的には占領状態が続いていたのであるから、平和条約締結の際には、米國と日本國との間で沖繩住民の請求権について清算する必要も又、前提もなかったといふべきである。

第四に、米國は、第一次、第二次大戦を通じて、その占領下で生じた損害に対する補償は被占領地域の政府に支払わせる政策をとり、平和条約の中で戦敗國及びその國民の請求権放棄を規定し、さらに戦敗國の國民に対する補償義務規定が入れられなかったのは、一つには沖繩が日本から行政権を分離されて、日本が論理的に、これらの請求権の支払いをする義務がなかったことによる。そうだとすれば、沖繩に対して請求権の支払いをする責任をもつ政府は、占領期間中を通じて、さらには現在に至るまで施政権を有し、直接統治してきた米國政府であるとしなければ不合理である。

第五に、奄美返還協定に、講和前の請求権も放棄する旨の規定があらためて存在することは、平和条約一九条(a)項が奄美住民の米國に対する請求権を放棄していなかったことを物語るものであり、したがって、当時の奄美住民と同一の法的地位にある沖繩住民の米國に対する請求権も放棄されずに存続しているとみななければならぬ。

B、復元補償請求権の性質と平和条約一九条(a)項

(1)他人の土地を占有、使用している者は、これに形質変更を加えた場合には、それが権原に基づいたものであるうとなかろうと、原則として、返還に際し、原状に復するか、それに要する費用を補償する義務を負う。

占有、使用が権原に基づかないものであれば(不法占有)、直ちに明渡義務とともに、この復元補償義務が発生する。この場合の復元補償は、損害賠償の性質を有し、明渡義務と一体をなす。

占有、使用が権原に基づく場合は、権原のあるかぎり占有、使用は継続され、その間になされた形質変更に対する復元補償請求権は、占有、使用が終了する際に発生する。形質変更をすることが、占有、使用権原の範圍内であれば、占有、使用の対価の中に復元補償も含まれていると解される場合もなくはないであろうが、占有、使用の権原をこえた形質変更でも、それを理由として直ちに権原を消失せしめることができるという要素が加わらなければ、いずれにしても復元補償請求権は、占有、使用の終了(目的物の返還)と結びつかざるを得ない。

このような復元補償請求権の性質からみれば、沖繩の軍用地の場合、たとえ講和発効前に形質変更が加えられた

ものであつても、講和発効前に返還(解放)された部分に対するものはとにかくとして、講和発効後に返還された土地に対する復元補償請求権が、平和条約一九条(a)項によつて放棄されることにはありえないはずである。したがつて、かりに同条項によつて沖繩(住民)の一般の請求権が放棄されたとしても、少なくとも講和発効後返還された土地に対する復元補償請求権は、これによつて放棄される余地がなく、米国の義務は消滅していないといわなければならない。

軍用地の収用、使用の根拠を定める現行法の布告二〇号「賃借権の取得について」は、復元補償義務を明定している。(一a)。従来、他の布告布令により収用、使用していた土地に対する権原は、この布令により引継がれた(一c)。講和発効前からの米軍の収用、使用の継続については、布告二六号が「黙契」論により、つぎのように合法化している。

すなわち、米軍は、講和発効前は占領軍として、ヘイグ陸戦法規に基づいて土地を収用、占有した。講和発効後は平和条約三条により米軍に与えられた土地収用権に基づいて、さらに必要とする土地を収用、占有した。これらは引続き無期限に占有、使用する必要があるが、公共の目的のために無償で私有地を継続使用することは、米國憲法に反し、琉球住民にとつても耐え難いことであるから、これらの土地について、一九五〇年七月一日またはその後、の収用の翌日から「黙契」により米軍は賃借権を取得したとして、米國の権利を確認するとともに、賃料支払義務を認める、というのである。

つまり、米國の土地収用関係法令にみられる論理をつなぎあわせると、米國は、講和発効の前後を問わず、一貫して合法的に、すなわち権原をもつて土地の収用、使用をなしてきたことになる。どこかで、土地の収用、使用が当初から一貫して合法性を有して今日の布令二〇号に引継がれてきたとするならば、同布令によつて認められている復元補償請求権も、収用、使用が開始された時点まで遡るとみななければ論理的「貫性」がない。自己の利益となる収用、使用の合法性のみが現実になされた時点まで遡り、その不利益となる復元補償義務については、その選定する適当な時期で区切るということはあまりにも恣意的である。米國は、講和発効前に収用した土地を講和後もそっくりそのまま継続して占有、使用してきたのであつて、その間に土地の占有、使用についての法律関係が清算されたことはまったくない。単に法的根拠を自己の都合のいいように説明したり、つじつまよく押しつけたってきたわけであつて、米軍の土地に対する占有、使用は一貫してその手中にあつた。したがつて、復元その間、地主が復元補償を請求する余地は、法的にも、現実的にもまったく存在しなかつた。したがつて、復元

補償請求権の性質と米軍の土地収用、使用の経過からみて、平和条約一九条(a)項によつて、米國の復元補償義務が消滅したとするのは、まったく不合理である。

(2)、米國は、布令一〇五号、布告二六号等により、一方的に土地使用に対する対価の支払義務発生時期を一九五〇年七月一日と定めると同時に、この日を「黙契」による賃借契約成立の時期と決め、さらに復元補償義務の基準時としてもこの日をもちだしてきている。つまり、この日に契約が成立したのだから、それ以後賃料支払義務が発生すると同時に、復元補償の場合の原状というものもこの日が基準となるという論理である。

しかし、第一に、「黙契」論によつても、五〇年七月一日を契約成立の時期とする理由や必然性はまったくない。

第二に、かりに右の日にはじめて賃借が成立したとするなら、それ以前の収用、占有の法的根拠との関連が不明である。右の日以前は、一般国際法たるヘイグ陸戦法規が根拠で以後は、賃借が根拠だといふのであるが、根拠が変更されなければならない特別な事情はなく、また、右の日が基準とされるべき理由もない。もし「黙契」論をもちだすとすれば、それは現実に収用がなされた時点まで遡及させるのでなければ筋が通らないであろう。

第三に、使用料支払義務の発生時と復元補償の基準時とは必ずしも一致するものではない。使用料は、使用の対価であるから、主観的客観的に対価として支払われるべきことが認められる時期(普通は使用開始時(契約時)にその義務が発生するが、復元補償は、使用中変形されたものを元の状態に復せしめるものであるから、契約時より現実に使用もしくは形質変更がなされた時期が早ければ、その時を基準としてなされるべきことは当然である)。

第四に、使用料の請求権は、使用中つねに発生し存在するが、復元補償請求権は、使用が終了し、目的物が返還されるときにはじめて発生するものである。自己の所有物が他人によつて使用されている場合は、所有者はその間中、不利益をこうむっているのであるから、これを填補するものとして、使用に対応する対価(使用料、損害金等)の請求権が認められる。他人に形質変更を加えられた場合には、所有者のこうむる不利益は、その他人に目的物の使用を許容するかぎり、返還をうけた時点においてはじめて生ずるものであり、したがつて復元補償請求権も返還時に発生するものである。

復元補償対策研究委員会メンバー
 委員長 比嘉貞信 (土地連合会長)
 委員 真喜屋実男 (弁護士)
 牧野博嗣 ()
 久貝良順 ()
 金城睦 ()
 金城清子 ()
 砂川恵伸 (琉大教授)
 比嘉幹郎 (琉大助教授)

復元補償対策研究委員会メンバー

- 委員長 比嘉貞信 (土地連合会長)
- 委員 真喜屋実男 (弁護士)
- 牧野博嗣 ()
- 久貝良順 ()
- 金城睦 ()
- 金城清子 ()
- 砂川恵伸 (琉大教授)
- 比嘉幹郎 (琉大助教授)

ソカ
ヒヒ

万大
博飯

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

外務省 秘

299

電信写

- (大) 外務省 参 行金
- 参 領旅移
- 参 中東
- 参 北西
- 参 北
- 参 中東
- 参 西東洋
- 参 近ア
- 参 次総経國万
- 参 貿統
- 参 政技二
- 参 國一理
- 参 協
- 参 政経科
- 参 軍社專
- 参 道内外

総番号(TA) 46070 主管
 70年9月15日10時 10分 津 野 発着
 70年9月17日19時34分 津 野 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

軍用地地主連合会の要望 軍用地

第360号 略

14日スズキが軍用地地主連合会ヒガ会長。アカミネ副会長から最近の同連合会の動向につきちよう取したところ次の通り。

1. (1) 2日開催の役員会において17項目の復帰対策事項(要望)役員会案を決定(テキスト空送)25日の総会に図つた上関係方面にちん情する予定である。

(2) 要望事項のうち(イ)軍用地の復帰後の取得方式については強制的手段によらず個々の地主との賃貸借方式によるべきこと(要望事項1)。(ロ)復帰後の借地料は復帰前のそれを上まわること(要望事項8)の2点が今後の地主の動向を左右する重要なポイントであり、事前に十分協議説得すれば土地譲渡につき大多数の地主の同意を得られるものと確信している。

(3) 連合会としては賃貸料及び復元補償につき事案関係及び資料の整備につとめており今後これら要事項につき問題点、地主の意向、事案関係等情報が必要であれば会

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

長が上京して説明する用意がある。
 (4) 土地復元補償に関する訴しよう(往電第175号参照)については、訴しようの目的とする事案の選択につき内部で協議中であり、25日の総会までに結論を出す予定である。
 2. 上記(2)に関し、スズキより賃貸借契約による方式が望ましいにしても地主の一部に反対者がいる場合国としてはこれに対抗し、土地の継続的使用権を確保する何らかの手段をとる必要が生ずることを考慮しておかねばならぬと思う旨一般論として指摘しておいた趣。
 (了)

- 方ヒ 万大 博限
- 大取 務次 典房
- 務次 典房
- 臣官 審長 長
- 機人 電厚 計
- 能文 会當 給
- 副官 長 企
- 長 價 移
- 長 旅 移
- ア 参地 中東
- 長 北 東西
- 参北 北
- 中南 参一 二
- 参西 声 洋
- 参西 西 三
- 近 参審 近ア
- 長 次 総 経 國 万
- 長 参 買 統 二
- 参 政 技 二
- 長 参 政 協 調
- 参 政 經 科
- 参 社 專
- 参 道 内 外
- 二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

主管
米北

訂正報 (略)

45. 9. 18.
電信課

17日神鏡米電才360号(總番46070)
件名: 軍用地々多連合会の要望)の1.
(3) 2行目「今後必要の要望事項は」
と訂正願いたい。

(3)

外務省

秘

秘密標記(赤色)

20年

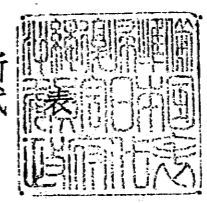
アメリカ局長
参事官
北米才一課長

() 第 191 号

昭和 45 年 9 月 22 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代



- 要 理
- 参事官
- 南 方
- 外 調 査
- 漁 業
- 航 空
- 学 協 力
- 津 給 調 整
- 調 査
- 十 字 隊
- 支 務

(件名)
中曾根長官訪米と軍用地開放(社説)

引用公・電信
日付・番号

22日付神鏡タイムスは「自衛隊と軍用地開放」
と題する社説を掲げ、要旨次のとおり論じている。
この、記事別添の上報告する。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付先:



GA-3-1

2258

在外公館

米北 取 扱

1. 訪米を終えた中曽根長官は、軍用地問題につきかなり好意ある米側の回答を得たと語っている。中曽根・レアート会談で「軍用地返還問題が日米間の交渉に上った」とは事実とみてよいであろう。

2. 琉球政府は先に経済、社会開発のため早急に必要とする開放地を求めたため、全琉市町村に調査を依頼し、その結果を準備委に上提する旨を明している。準備委では、外ルートに属する問題は扱われないこととされているので「未だ」当面の議題とされていると推察される。那覇市の場合には儀礼的カソリック地域、上之屋住宅地区等3分の1の基地を抱える都市開発計画の障壁となっており、したがって、その開放を熱心に訴え続けている。

3. レアート長官が好意的な態度を示した裏には、開放後共同使用形態移行等による米軍の使用できないという保証を日本側から得たことが大きな理由とみられる。従って、軍用地の解放は市民に開放するといふばかりでなく、自衛隊の沖縄配備に絡んだ「自衛隊による使用も必要を意味している」と察せられる。しかもこの交渉は、沖縄の平和と安定を国家間の交渉で進められようとするから、万が一市民への開放に及ぶ結果に^終ついたら問題である。軍用地の開放要求については周到な用意の下に、しっかりと積極的な政治姿勢が必要と思う。

社説 自衛隊と軍用地開放 神郷の主張を確固と示せ

十六日開かれた米朝訪問を終
て、二十日開かれた神郷防衛局長
の演説、米朝が日本へ軍備強化の要請
を掲げていることは、よく知られたこと
とや、また日本に軍用主権復活の危
険がないことを、じゅうぶん米朝に
理解させることができた点などを頭
出し、さきほども述べた通り、神郷
の演説は、かなり好意ある
米朝の同僚を驚かすほどのもの
とみても、神郷でも以前から懸案
となっていたものである。同僚が
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷にそれが無いのは、まだ検討の
段階にあるためか、ほかの理由か、
確定には知り得ないけれども、軍用
地の返還に四角すうの問題が、日本
と米朝の同僚の間には、たゞは事実
とみてもよいだろう。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

神郷として、大いに関心をもち、
神郷がどういう態度を示したか、す
べてが明らかである。

秘密表示 (朱印)
平

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 部 数 指 示 | 発信用 | 執務用 | 備 考 |
| 主 信 | / | / | 2 |
| 付 | カキ | | |
| 属 | | | |

発 送 日 昭和45年9月30日
 処 理 日
 発 信 日 9月29日

文書課長 公 信 案 (分類)

| | | | |
|-----------|-------------|---------|-----------------|
| 公 信 番 号 | 米北1第 1280 号 | 公 信 日 付 | 昭和 45年9月29日 |
| 大 臣 | 主 管 | 起 案 日 | 昭和 45年 7 月 28 日 |
| 政 務 次 官 | アメリカ局長 | | |
| 事 務 次 官 | 参 事 官 | | |
| 外 務 審 議 官 | 北米才一課長 | | |
| 外 務 審 議 官 | | | |
| 官 房 長 | | | |
| | | 起案者 | 石河 電話番号 446 |

協議先

受 信 者 在 米 幸場大使
 発 信 者 保利外務大臣代理

写 送 付 先 (希望送付日)

件 名 公 信 転 報 (中曾根長官訪米と軍用地開放 (社説))

米北1第 1280 号
 昭和45年 9 月 29 日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

公 信 転 報 (中曾根長官訪米と軍用地開放 (社説))

本件に関する下記公信 (/) 通を転報する。

70年 9 月 22 日 在 米 幸場大使 記 大臣あて 第 191 号

付 属 添 付

